

委託設計書・仕様書

設計	校合	リーダー	副主幹	所長	副課長	副参事	課長

令和 8 年度

委託名称 資源化センター給排水設備保守点検業務委託

委託場所 川越市大字鯨井782番地3

委託費 (月額) 円 委託価格 (月額) 円

委託の 大 要	契約期間：令和8年6月1日から令和9年5月31日まで（1年・12箇月）（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）
	・資源化センター内に設置されている総括受水槽の点検清掃及び熱回収施設・リサイクル施設・環境プラザ・
	草木類資源化施設・ストックヤード棟・下水排水貯留槽・調整池・地下雨水貯留槽の給排水設備の保守点検を行う。
	・水道法第34条の2第1項及び同法施行規則第55条第1号の規定に基づき簡易専用水道の水槽を清掃する。

内 訳 書							
費 目	種 別	細 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
直接人件費等			1	式			別紙参照
直接物品費			1	式			
直接業務費 計							
業務管理費 (緊急対応含む)			1	式			
業務原価 計							
一般管理費等			1	式			
委託価格 計							12箇月
消費税等相当額			1	式			
実施金額							12箇月
(月額)							
委託価格			1	月			
消費税等相当額			1	式			
実施金額			1	月			

資源化センター給排水設備保守点検業務委託 内訳

別紙

費目	種別	細別	数量	単位	単価	金額	摘要
熱回収施設	送水・排水ポンプ点検	34台 点検回数(2回/年)	1	式			
リサイクル施設	送水・排水ポンプ点検	13台 点検回数(2回/年)	1	式			
環境プラザ	送水・排水ポンプ点検	12台 点検回数(2回/年)	1	式			
	電気温水器点検	3台 点検回数(2回/年)	1	式			
	オイルトラップ点検清掃	1箇所 回数(1回/年)	1	式			
	雨水ろ過装置点検	点検要領による	1	式			
	小計(環境プラザ)						
草木類資源化施設	送水・排水ポンプ点検	4台 点検回数(2回/年)	1	式			
	電気温水器点検	1台 点検回数(2回/年)	1	式			
	小計(草木類資源化施設)						
ストックヤード棟	送水・排水ポンプ点検	2台 点検回数(2回/年)	1	式			
	オイルトラップ点検清掃	1箇所 回数(1回/年)	1	式			
	消臭剤噴霧装置	点検要領による	1	式			
	小計(ストックヤード棟)						

資源化センター給排水設備保守点検業務委託 内訳

別紙

費目	種別	細別	数量	単位	単価	金額	摘要
総括受水槽	清掃	点検要領による	1	式			
	水質検査(16項目)	点検要領による	2	回			
	水質検査(12項目)	点検要領による	1	回			
	給水ポンプユニット点検	点検要領による	1	式			
	小計(総括受水槽)						
下水排水貯留槽	水中・ばっ気ポンプ点検	4台 点検回数(2回/年)	1	式			
	清掃	点検要領による	1	式			
	バキューム車	清掃に伴う	1	式			
	産廃処分費	清掃に伴う	1	式			
	小計(下水排水貯留槽)						
調整池・地下雨水貯留槽	排水ポンプ点検	3台 点検回数(2回/年)	1	式			
建築設備定期検査(給排水設備)		点検要領による	1	式			
合計							

資源化センター

給排水設備保守点検業務委託仕様書

川 越 市

I 長期継続契約

1. 委託件名

資源化センター給排水設備保守点検業務委託

2. 委託場所

川越市大字鯨井782番地3

3. 契約期間

令和8年6月1日から令和9年5月31日まで（1年・12箇月）

（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

4. 支払い方法

5回払い

令和8年8月（6月～7月分） 令和8年11月（8月～10月分）

令和9年2月（11月～1月分） 令和9年4月（2月～3月分）

令和9年6月（4月～5月分）

5. 入札書記載事項

入札書に記載する金額については、消費税及び地方消費税を含まない額とし、かつ、月額を記載すること。

6. その他特記事項

この入札は、地方自治法第234条の3に基づく「川越市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に規定する長期継続契約に該当するものであり、当該入札執行後の契約については「翌年度以降の歳出予算の金額について減額又は、削除があった場合には当該契約は解除することができる」旨及び損害賠償に関する事項を契約書に記載します。

この契約の締結後に、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。

Ⅱ 一般仕様書

1. 目的

本業務委託は、資源化センターの給排水設備を保守点検し、常に最良の状態でも運転できるように維持管理することを目的とする。

2. 委託対象場所

川越市大字鯨井782番地3

3. 委託期間

令和8年6月1日から令和9年5月31日まで（1年・12箇月）
（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

4. 受注者は、以下の書類を提出しなければならない。

(1)業務着手書類

- ①管理技術者等通知書
- ②委託業務実施計画書
- ③業務従事者名簿（施設の防犯上必要なため）
- ④緊急連絡先
- ⑤その他、業務遂行上必要となる書類で発注者の指示するもの

(2)報告書

- ①業務委託実施報告書
- ②点検報告書
- ③建築基準法（第12条第4項）に基づく建築設備定期検査報告書
（給排水設備）
- ④臨時点検・修繕等実施報告書

(3)その他市指定のもの

5. 責任者の指定

受注者は、業務着手前に作業及び発注者との業務連絡の中心となる管理技術者を指定し、発注者に報告しなければならない。

6. 作業内容

建築保全業務共通仕様書に基づく、給排水設備に関する定期点検、臨時点検・緊急対応、12条点検を実施する。

(1) 定期点検

対象設備について、建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房庁営繕部監修最新版）、関係法令及び各種の技術基準及び本仕様書による点検業務を実施するものとする。内容については、別紙点検要領に基づき実施する。

(2) 臨時点検・緊急対応

対象設備に故障等が発生した場合は、直ちに技術員を派遣し、臨時点検を実施するものとする。

また、緊急対応として、機器の調整、軽微な修理によって正常な状態に復旧が可能な場合は、復旧作業を行うものとする。発注者との協議により本業務において復旧が困難と判断された場合、受注者は、設備の修繕に関して、専門的な立場から助言を行うものとする。

(3) 12条点検

建築基準法第12条第3項に基づく検査を実施すること。これは同項に定める有資格者（一級建築士、二級建築士、建築設備検査員）が実施しなければならない。

(4) 実施時期の予定について

給排水ポンプ点検	7月、1月
総括受水槽清掃点検	10月
下水排水槽清掃点検	1月
オイルトラップ清掃点検	5月
建築設備定期検査	給排水ポンプ点検と同時期

なお、点検回数、点検箇所、数量等は点検要領による。

(5) その他注意事項

作業箇所には槽内、地下道など酸素濃度が低い場所あるいは硫化水素が発生している恐れのある場所も含まれるため、労働安全衛生法を遵守し、同法の酸素欠乏症等防止規則第四章に定める有資格者（酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者）の監督下で必要な措置を講じた上で行うこと。

7. 緊急対応

本委託の対象機器には、施設の運転管理に支障を及ぼす機器が含まれており、緊急修繕を要する場合があるため、緊急対応は下記のいずれかの者が実施すること。

①受注者自らが川越市競争入札参加資格者名簿の建設工事請負（業種：管工事業、本委託の対象設備に関して発注者と修繕契約が締結できること）に登録のある場合は、受注者とする。

②受注者自らが川越市競争入札参加資格者名簿の建設工事請負（業種：管工事業）に登録のない場合は、発注者に協力事務所協議願（委託指定様式）を提出して発注者の承諾を得た者とする。なお、この場合の協力事務所とは、市内に本店がある川越市競争入札参加資格者名簿の建設工事請負（業種：管工事業、本委託の対象設備に関して発注者と修繕契約が締結できること）に登録のある者とする。

8. その他の事項

- (1) 受注者は、業務を遂行するにあたり、建築設備機器等に損傷を与えないよう十分に注意し、万一損傷の場合は、市の責に帰する場合を除き、その賠償の責めを負うものとする。
- (2) 受注者は、点検業務の実施にあたり、市と十分な打ち合わせを行い、その指示に従うこと。
- (3) 受注者は、市の施設の敷地内では禁煙すること。また、「路上喫煙の防止に関する条例」に基づき、路上喫煙をしないように努めること。
- (4) 受注者は「川越市環境方針」を理解し協力すること。
- (5) 受注者は、委託業務の遂行にあたり施設利用者等の利用を妨げないよう、また、不快を抱かせないよう言動等に十分注意するものとする。
- (6) 業務中に知り得た市の機密事項（施設利用者の個人情報を含む）は、外部に漏れることのないよう勤務外においても十分に留意するものとする。
- (7) 本仕様書は、委託業務の大要を示すものであるから、受注者は、現場の状況に応じ、本仕様書に規定されていない細部の事項についても誠意をもって実施すること。

- (8) この契約の締結後に、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象となる場合、経過措置が優先して適用される。
- (9) 本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、川越市の承諾を得る必要がある。

点 検 要 領

資源化センター

給排水設備保守点検業務委託

1. 熱回収施設

下記(1)～(12)について、点検を2回(2回/年)実施する。

- (1) 計量器ピット排水1, 2, 3ポンプユニット、付属装置(雑用水用) 6台
異音・振動・漏水の有無、電圧・電流・絶縁抵抗の測定、封入圧調整、簡易清掃
- (2) 汚物排水ポンプユニット、付属装置 4台(2台2組)
異音・振動・漏水の有無、電圧・電流・絶縁抵抗の測定、簡易洗浄
- (3) 配管ピット内湧水ポンプ、付属装置 4台(2台2組)
異音・振動・漏水の有無、電圧・電流・絶縁抵抗の測定、簡易洗浄
- (4) 地下油水分離ポンプ、付属装置 2台
異音・振動・漏水の有無、電圧・電流・絶縁抵抗の測定、簡易洗浄
- (5) 排水処理室ポンプ、付属装置 2台
異音・振動・漏水の有無、電圧・電流・絶縁抵抗の測定、簡易洗浄
- (6) プラットホームポンプ、付属装置 2台
異音・振動・漏水の有無、電圧・電流・絶縁抵抗の測定、簡易清掃
- (7) スラグヤードポンプ、付属装置 2台
異音・振動・漏水の有無、電圧・電流・絶縁抵抗の測定、簡易清掃
- (8) 共同溝ポンプ、付属装置 4台
異音・振動・漏水の有無、電圧・電流・絶縁抵抗の測定、簡易清掃

- (9) 特高ポンプ、付属装置 2台
異音・振動・漏水の有無、電圧・電流・絶縁抵抗の測定、簡易清掃
- (10) 搬出ポンプ、付属装置 2台
異音・振動・漏水の有無、電圧・電流・絶縁抵抗の測定、簡易清掃
- (11) 炉室ポンプ、付属装置 2台
異音・振動・漏水の有無、電圧・電流・絶縁抵抗の測定、簡易清掃
- (12) 雨水送水ポンプ 2台 (2台1組)
異音・振動・漏水の有無、電圧・電流・絶縁抵抗の測定、簡易清掃

2. リサイクル施設

下記(1)～(4)について、点検を2回(2回/年)実施する。

- (1) 汚水排水ポンプ、付属装置 8台
異音・振動・漏水の有無、電圧・電流・絶縁抵抗の測定、簡易洗浄
- (2) 汚水排水(生活排水用)ポンプ、付属装置 2台
異音・振動・漏水の有無、電圧・電流・絶縁抵抗の測定、簡易洗浄
- (3) 中水用加圧給水ポンプユニット、付属装置 2台 (2台1組)
異音・振動・漏水の有無、電圧・電流・絶縁抵抗の測定、簡易洗浄
- (4) 雨水ろ過装置、付属装置 1台
異音・振動・漏水の有無、電圧・電流・絶縁抵抗の測定、簡易洗浄

3. 環境プラザ

下記(1)～(6)について、点検を2回(2回/年)実施する。

- (1) 雑用水用加圧給水ポンプユニット、付属装置 2台 (2台1組)
異音・振動・漏水の有無、電圧・電流・絶縁抵抗の測定、封入圧調整、簡易清掃
- (2) 汚水ポンプ、付属装置 2台
異音・振動・漏水の有無、電圧・電流・絶縁抵抗の測定、簡易洗浄

- (3) プラント排水ポンプ、付属装置 2台
異音・振動・漏水の有無、電圧・電流・絶縁抵抗の測定、簡易洗浄
- (4) 湧水ポンプ、付属装置 4台
異音・振動・漏水の有無、電圧・電流・絶縁抵抗の測定、簡易洗浄
- (5) ろ過（雨水）ポンプ、付属装置 2台
異音・振動・漏水の有無、電圧・電流・絶縁抵抗の測定、簡易洗浄
- (6) 電気温水器 3台
TOTO REK-25C-2D 貯湯量25L
機能確認、漏水確認
- (7) オイルトラップ 1箇所
機能確認、清掃 1回（1回／年）（5月に実施）
- (8) 雨水ろ過装置、付属装置、 1台
異音・振動・漏水の有無、電圧・電流・絶縁抵抗の測定、簡易洗浄
・水質検査回数 2回（2回／年）
（PH値、臭気、外観、大腸菌、遊離残留塩素）
・薬剤補充回数 2回（2回／年）
雨水貯留槽、雨水流入槽点検回数 2回（2回／年）
水抜き、汚泥汲み取り洗浄は、点検結果に基づき随時行うこと。

4. 草木類資源化施設

下記（1）～（3）について、点検を2回（2回／年）実施する。

- (1) 汚水ポンプ、付属装置 2台
異音・振動・漏水の有無、電圧・電流・絶縁抵抗の測定、簡易洗浄
- (2) プラント排水ポンプ、付属装置 2台
異音・振動・漏水の有無、電圧・電流・絶縁抵抗の測定、簡易洗浄
- (3) 電気温水器 1台
TOTO REK-12A-1D 貯湯量12L
機能確認、漏水確認

5. スtockヤード棟

下記(1)～(2)について、点検を2回(2回/年)実施する。

- | | |
|--------------------------------|----------|
| (1) 排水ポンプユニット、付属装置 | 2台(2台1組) |
| 異音・振動・漏水の有無、電圧・電流・絶縁抵抗の測定、簡易洗浄 | |
| (2) 消臭剤噴霧装置 | 1台 |
| 機能点検 | |
| (3) オイルトラップ | 1箇所 |
| 機能確認、清掃 1回(1回/年)(5月に実施) | |

6. 総括受水槽

(1) 清掃

水道法第34条の2第1項及び同法施行規則第55条第1号の規定に基づき簡易専用水道の水槽を清掃する。

清掃回数1回(1回/年)(10月に実施)

(2) 水質検査

上記の清掃に合わせて、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく水質検査を下記のとおり実施する。

16項目 検査回数 2回(2回/年)

一般細菌、大腸菌、鉛及びその化合物、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、塩化物イオン、蒸発残留物、有機物、pH値、味、臭気、色度、濁度

12項目 検査回数 1回(1回/年)

シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド

(3) 受水槽点検 1回(1回/年)(10月に実施)

受水槽容量300m³

[基礎・固定部]

- ① 亀裂、沈下等の有無を点検する。

- ② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みを点検する。
- ③ 架台のさび、腐食等の有無を点検する。
- ④ 架台のたわみ及び基礎部隙間の有無を点検する。
- ⑤ 基礎部の水平度、不等沈下等を確認する。
外観の状況（外部ケーシング）
- ⑥ 水漏れ及び外面のさび、腐食、損傷等の有無を点検する。
- ⑦ 接合金具及び接合ボルトの緩み、腐食等の有無を点検する。
- ⑧ 内・外部補強材の緩み、変形及び内面の腐食、損傷等の有無を点検する。
- ⑨ マンホールの密閉状態及び施錠の良否を点検する。

なお、付属装置の点検内容は下記のとおりとする。

a. ボールタップ

- ① 浸水、変形、損傷等の有無及び作動の良否を点検する。
- ② 水の供給を停止したとき、水漏れ及び衝撃のないことを確認する。

b. 水面制御及び警報装置（レベルスイッチ）（電極棒）

- ① 汚れ、腐食、損傷等の有無を点検清掃する。
- ② 水位センサー等の接続部の緩み及び腐食の有無を点検する。
- ③ 作動の良否を点検する。

(4) 給水ポンプユニット点検 2回（2回／年）

ユニット型式 KF2-40HR5-E7.5

1式

異音・振動・漏水の有無、電圧・電流・絶縁抵抗の測定、アキュムレータ
封入ガス圧調整、簡易清掃

7. 下水排水貯留槽

容量 100m³ 清掃回数 1回（1回／年）（1月に実施）

貯留槽の清掃及び機器の点検及び付属装置

汚泥の引き抜き作業及び適正処分（産廃処分）

- (1) 下水排水貯留槽内の作業等を行うに当たっては、関係諸法令を遵守し、酸素濃度等を測定し、必要な措置を講じた上で行うこと。
- (2) 作業に当たっては、下水排水貯留槽へ流入する排水ポンプを確実に停止し、電源を遮断して、運転ができないよう措置を講じた上で作業を行うこと。
- (3) その他、安全管理上の必要な措置は確実に行うこと。
- (4) 作業は隣接するなぐわし公園P i K O Aの休館日（水曜日）の午前中に行うこと。

- (5) 水中ポンプ、曝気ポンプ (各2台 合計4台)
電圧・電流・絶縁抵抗の測定 点検回数 2回(2回/年)
異音・振動・漏水の有無、簡易洗浄 (下水排水貯留槽の清掃時)
点検回数 1回(1回/年)

8. 調整池・地下雨水貯留槽

下記(1)～(2)について、点検を2回(2回/年)実施する。

- (1) 排水ポンプ、付属装置 3台

異音・振動・漏水の有無、電圧・電流・絶縁抵抗の測定、簡易洗浄

- (2) フリクトレベル計

レベル計変換機の点検、センサーの引き上げ点検を行う。

9. 建築設備定期検査(給排水設備)

建築基準法(第12条第3項)に基づく建築設備定期検査(給排水設備)を関連法規に従い実施すること。また調査後報告書を作成し提出すること。なお、資格要件は、一級又は二級建築士、建築設備検査員のいずれかとする。

10. 緊急対応について

- (1) その他設備機器に係る消耗品等の交換に伴う軽微な修繕

- (2) 委託期間中の給排水設備機器に係る漏水、破損、故障等の緊急対応を行うこと。

*緊急対応：市の連絡により、仮復旧を行う。本復旧等修繕経費は、別途とする。

対象機器一覧

1. 熱回収施設給排水設備	34台	
計量器ピット排水 1	2.2kW	ZU3-655-2.2
(6台) 2	2.2kW	ZU3-655-2.2
3	0.4kW	YUK2-505-0.4T
汚物排水ポンプユニット	0.4kW	WU03-505-0.4T
(4台)	0.25kW	WU03-405-0.25T
配管ピット内湧水ポンプ	0.4kW	YUK2-505-0.4T
(4台)		
地下油水分離ポンプ	1.5kW	ZU3-505-1.5
(2台)		
排水処理室ポンプ	0.4kW	YUK2-505-0.4TL/LN
(2台)		
プラットホームポンプ	0.25kW	YUK2-405-0.25T
(2台)		
スラグヤードポンプ	0.75kW	YUK2-505-0.75T
(2台)		
共同溝ポンプ	0.25kW	YUK2-405-0.25T
(4台)		
特高ポンプ	0.25kW	YUK2-405-0.25TL/LN
(2台)		
搬出ポンプ	0.4kW	YUK2-505-0.4TL/LN
(2台)		
炉室ポンプ	0.25kW	YUK2-405-0.25TL/LN
(2台)		
雨水送水ポンプ	1.1kW	KB2-325A1.1
(2台)		
2. リサイクル施設 給排水設備	13台	
汚水排水ポンプ	0.4kW	50DS5.4
(8台)		
汚水排水(生活排水用)ポンプ	3.7kW	80DL53.7
(2台)		
中水用加圧給水ポンプユニット	2.2kW	40MDPA3 52.2
(2台)		

雨水ろ過装置 (1台)	0.75kW	32X32FSFD5.75A
3. 環境プラザ (つばさ館)		
加圧給水ポンプユニット (2台)	3.7kW	50BNBMD3.7A
汚水ポンプ (2台)	2.2kW	65DVS52.2
プラント排水ポンプ (2台)	1.5kW	65DVS51.5
湧水ポンプ (4台)	0.25kW	40DN5.25
ろ過ポンプ (2台)	0.75kW	50DN5.75
電気温水器 (3台)	2.0kW	REK25C2D
オイルトラップ (1箇所)	容量100ℓ	
雨水ろ過装置 (一式)	5.6m ³ /h	AS-02
4. 草木類資源化施設		
汚水ポンプ (2台)	0.4kW	50DL5.4
プラント排水ポンプ (2台)	0.75kW	50DL5.75
電気温水器 (1台)	1.1kW	REK12A1D
5. ストックヤード棟		
排水ポンプユニット (2台)	0.25kW	50DVS5
6. 総括受水槽		
受水槽 (2基)	二槽式 複合板構造	300m ³

給水ポンプユニット
(一式)

KF2-40HR5-7.5G

7. 下水排水貯留槽

水中ポンプ
(2台)

3.7kW CN80

ばっ気ポンプ
(2台)

3.7kW JA372

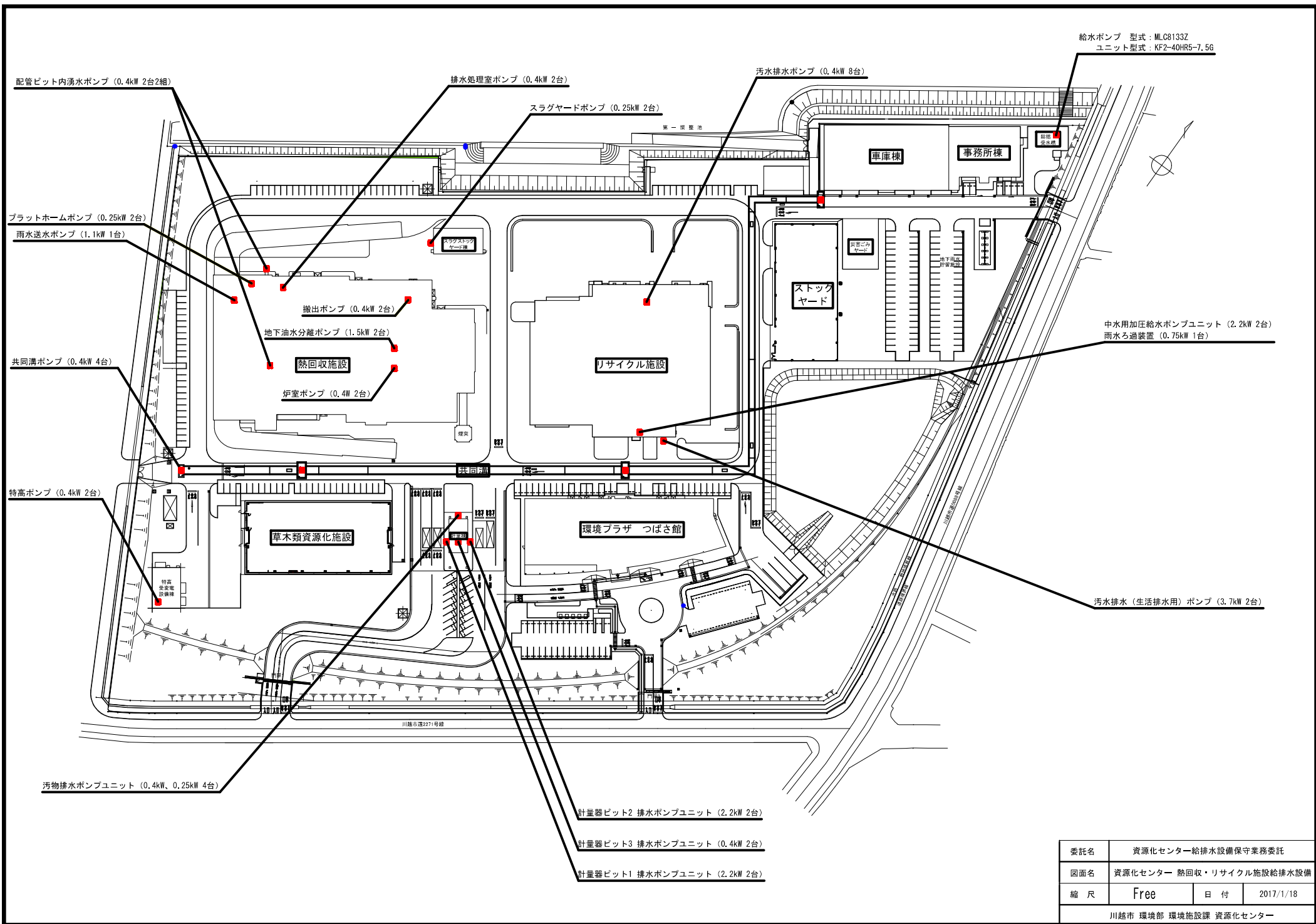
8. 調整池・地下雨水貯留槽

排水ポンプ (大)
(2台)

3.7kW CN80

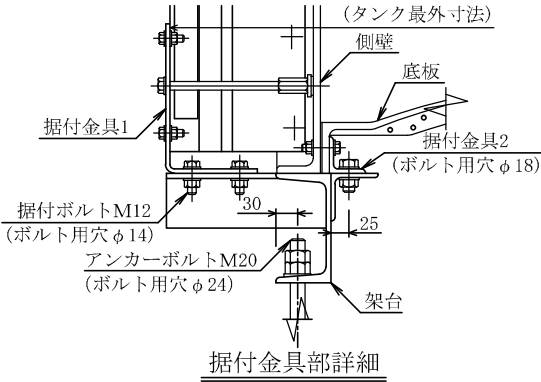
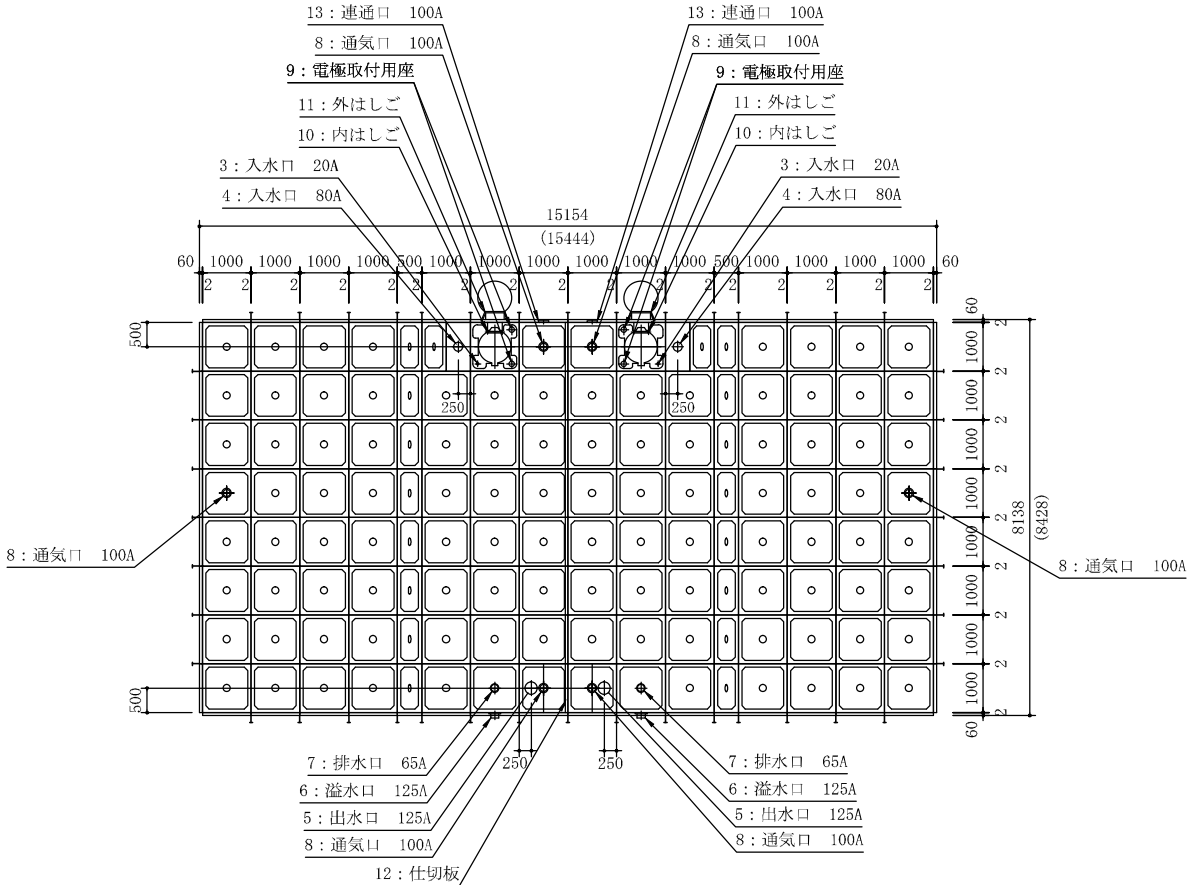
排水ポンプ (小)
(1台)

2.2kW CN80



委託名	資源化センター給排水設備保守業務委託		
図面名	資源化センター 熱回収・リサイクル施設給排水設備		
縮尺	Free	日付	2017/1/18
川越市 環境部 環境施設課 資源化センター			

<スロッシング対応品>



注記

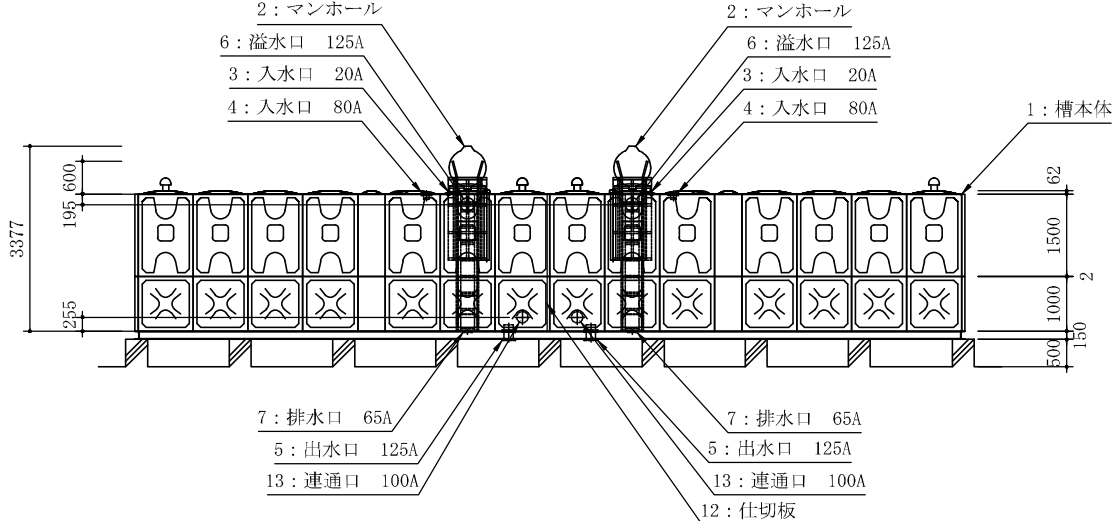
1. タンク外観色は、アイボリーです。(マンセル2.5Y9/2)
2. パネル締結用ボルトはSUS-304品です。
(気相部は樹脂ライニングボルト・ナット品です。)
3. 水槽質量は、775kgです。
4. ()内寸法はタンク最外寸法を示します。
5. 側壁、底板部の平均保温厚は25mmです。
6. 天井も、複合板構造です。
7. 「公共建築工事標準仕様書」に準じます。

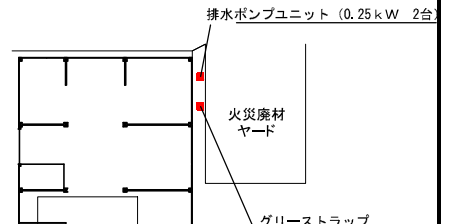
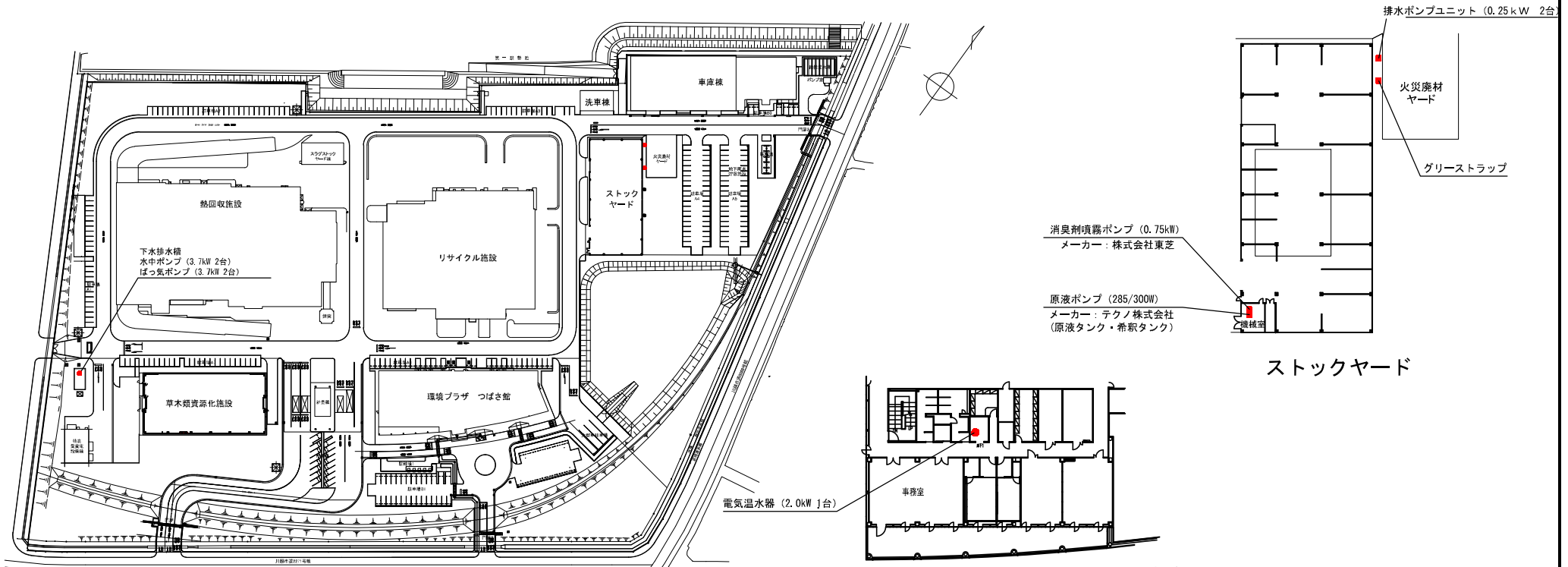
WT-1 総括受水槽

No	名称	材質	数量	サイズ	
13	連通口	FC	2	100A	コア付ねじ込フランジ
12	仕切板	FRP	1		HF/HFH
11	外はしご	SS	2	巾385	フープガード付溶融亜鉛めっき品
10	内はしご	PVC	2	巾300	
9	電極取付用座	ABS	4	PF2	カバー、防波管付(透明管) (L=1200)
8	通気口	ABS	6	100A	防虫網付
7	排水口	FC	2	65A	コア付ねじ込フランジ
6	溢水口	PVC	2	125A	TSフランジ
5	出水口	FC	2	125A	内部TSフランジ付両面フランジ
4	入水口	FC	2	80A	内部TSフランジ付コア付ねじ込フランジ
3	入水口	BC	2	20A	ねじ込サケット
2	マンホール	FRP	2	φ600	取外し兼用型 内蓋付
1	槽本体	FRP	1		88

二槽式 複合板構造
(容量 300.0 m³)

委託名 資源化センター給排水設備保守業務委託
図面名 総括受水槽構造図

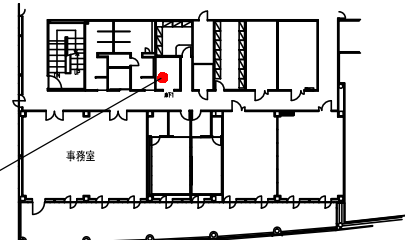




消臭剤噴霧ポンプ (0.75kW)
メーカー: 株式会社東芝

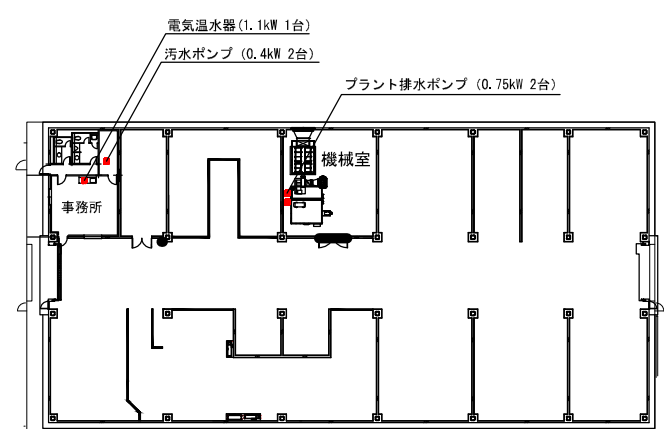
原液ポンプ (285/300W)
メーカー: テクノ株式会社
(原液タンク・希釈タンク)

ストックヤード



電気温水器 (2.0kW 1台)

環境プラザ 2F

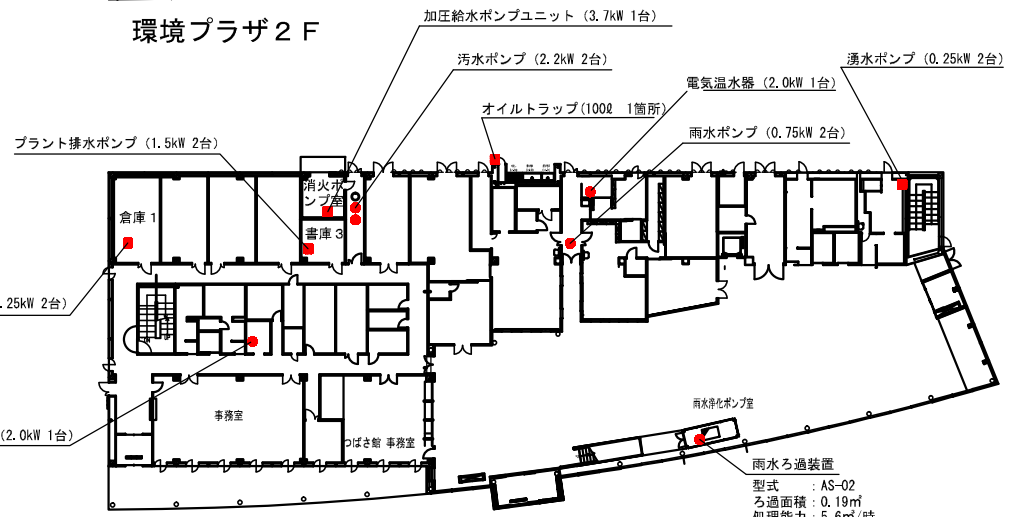


電気温水器 (1.1kW 1台)

汚水ポンプ (0.4kW 2台)

プラント排水ポンプ (0.75kW 2台)

草木類資源化施設



プラント排水ポンプ (1.5kW 2台)

加圧給水ポンプユニット (3.7kW 1台)

汚水ポンプ (2.2kW 2台)

電気温水器 (2.0kW 1台)

湧水ポンプ (0.25kW 2台)

オイルトラップ (100ℓ 1箇所)

雨水ポンプ (0.75kW 2台)

湧水ポンプ (0.25kW 2台)

電気温水器 (2.0kW 1台)

雨水ろ過装置
型式 : AS-02
ろ過面積 : 0.19㎡
処理能力 : 5.6㎡/時
ろ材 : 球状特殊繊維ろ材
メーカー: エス・エル株式会社

環境プラザ つばさ館 1F

委託名	資源化センター給排水設備保守業務委託		
図面名	資源化センター 草木施設・環境プラザ給排水設備		
縮尺	Free	日付	2017/1/18
川越市 環境部 環境施設課 資源化センター			

